

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4S8N18000020		4SXS1CZ0002 0001					
品名 または 件名							
航空燃料給油役務							
部品番号 または 規格							
仕様書の通り							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
4,000.00	LI						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
奄美空港				現地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
現地				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年3月27日（水）10時30分 会計隊 多目的室（B庁舎2F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地、奄美大島商工会議所

(3) 落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 違約金に関する事項

- ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

- ア 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約(請)書」の様式により作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「単価契約に関する特約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和6年3月26日(火)17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、令和6年3月26日(火)17時00分までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- エ 資格審査結果通知書の写しを令和6年3月26日(火)17時00分までに提出すること。
- オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- カ 第7項(8)ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(9) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060
FAX 0997-54-1066
第443会計隊 契約班 担当：岩尾 内線：354

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
航空燃料給油役務	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和 6年 3月 7日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、奄美駐屯地業務隊（以下、“業務隊”という。）により、奄美空港において委託保管中の航空燃料を、自衛隊航空機に給油を実施することについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

危険物取扱者

消防法に基づく危険物を取扱い、またその立会いに必要な日本の国家資格を有する者。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務は、給油する燃料を取り扱う資格を有する危険物取扱者又は、その者が立会し自衛隊航空機に対し、委託保管中の燃料を給油を実施するものとする。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、奄美空港^{a)}とする。

注^{a)} 〒894-0504

鹿児島県奄美市笠利町大字和野字長濱金久374番4

2.3 給油予定数量

給油予定数量は、調達要領指定書によって示す場合を除き、3,400 Lとする。

2.4 給油役務における要求事項

給油役務における要求事項は、次による。

- a) 給油予定時刻の30分前までに燃料を立缶静置させるとともに、給油ポンプを使用可能な状態にし、ヘリポートへ運搬・待機するものとする。なお、航空機着陸後ドラム缶を給油位置へ移動させた場

合は、30分以上立缶静置させるものとする。

- b) 給油作業は、航空機乗務員と協同で実施するものとする。
- c) 給油後は、接続ホース内の残油を抜き取らなければならない。
- d) 給油器材は、官側が委託保管しているものを使用するものとする。
- e) 給油器材のエレメント交換を定期的を実施するものとし、交換時期は、表1による。
また、交換を実施した場合は、官側へ通知するものとする。

表1-エレメント交換

項目	基準値	適用
積算通油量	380KL	いずれかの場合
圧力差	0.8Kg/cm	
使用年数	1年(初めて燃料を通した日より)	
異常を認めた場合		

2.5 役務作業の中止

契約の相手方は、官側の指示を受けた場合は、ただちに役務作業を中止するものとする。

3 品質保証

検査は、仕様書に定める提出書類により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2-提出書類

項目	数量	提出時期	提出先
返品書 ^{a)}	2部	毎月終了後速やかに。	業務隊
受渡証(乙) ^{b)}	2部	毎月終了後速やかに。	業務隊
	1部	給油終了後速やかに。	航空機乗務員
使用記録簿(表3)	1部/月	毎月終了後速やかに。	業務隊
注記 陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49 電話 0997-54-1060(内線324)			
注^{a)} 返品書は、当該月の給油合計量を記載するものである。 注^{b)} 受渡証(乙)は、給油時に航空機乗務員が契約の相手方に差し出すものである。			

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品(給油器材の始動に必要なガソリン及びオイル等)は、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の保管物品等を無許可で撮影してはならない。

4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって官側の指示を受けるものとする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) この役務に際し、官側の器材等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- b) 作業の日時等は、官側との調整によるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 3—使用記録簿

S R F ポンプ使用記録簿

所長	給油者

(年 月)

連番	日 (曜日)	使用時間 (h)	累計時間 (h)	給油・給脂量 (L)		備考
				ガソリン	オイル	
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					
	日 ()					

(A列4判横)